

## 英米の政治・経済 A (2003.6.2)

### 8. 生命・生殖・性をめぐる論争と政治

#### 1. 変わるアメリカの家族

アメリカでは 1930 年頃に大黒柱 - 専業主婦型家庭 (Breadwinner-homemaker) が成立し、1960 年代にピークを迎えたが、1970 年以降、共稼ぎ型あるいはシングルマザー家庭に逆転されていく (専業主婦家庭が 50% を超えていたのは、1920~1970 年の 50 年間である)。

国際比較でみた場合、アメリカは、ヨーロッパで一般的な同棲・事実婚ではなく、一般婚姻率が高く、また離婚率も高い (ただし婚姻前の同棲経験率は高まっている)。合衆国保健・福祉省の調査によると、18 歳未満で結婚した夫婦の 48%、18 - 19 歳の 40%、20 - 24 歳の 29%、25 歳以上の 24% が 10 年以内で離婚し、25 歳未満の 81%、25 歳以上の 68% が最初の離婚から 10 年以内に再婚し、25 歳未満の 47%、25 歳以上の 34% が二度目の結婚から 10 年以内に離婚している。

アメリカは、日本と比べて、子供や家庭に対しての満足度が高いが、未婚の夫婦が子供を持つことについての評価は賛成 47 反対 50 と二分されており、他の国がどちらかの立場に偏っている (インドやシンガポールは反対が 7 割以上、カナダ、イギリス、スペインは賛成が 7 割以上、フランスは 9 割が賛成) のと大きく異なっている。また「人生のある時点で子供をもつことが充実感を味わうために必要と思われるか?」という質問の回答で賛成が 46 で反対が 51 と二分しており、個人の人生選択を重視しつつも、伝統的価値観と現代的価値観の間で揺れるアメリカ人像が浮かび上がってくる。

人種別に見ると

伝統的家族形態をとっているのが、アジア系、白人、ヒスパニック系で、黒人はシングルマザー家庭が多く、貧困の要因となっている。

親の立場からすれば個人としての幸せを追求し、新たな可能性にかけて再婚するが、子供の立場からすると複雑な step family ( biological family) の中で成長していくことになる。(アメリカと比較して日本の離婚率の低さと、子供や家庭生活の不満度の高さは、「子供のために我慢して夫婦生活を続けている」という意識の現われと見ることもできるかもしれない)

#### 2. 性行動と性規範 - 日米比較

アメリカはハリウッド映画で見ると男女関係にオープンで開放的なイメージがあるが、もともとはピューリタニズムの伝統の強い国であり、20 世紀初頭までヴィクトリア調的な性規範が支配的だった時代もあった。

##### キンゼイ・レポート

1948 年『男性の性行動』、1953 年『女性の性行動』 - 性生活についての初の全米規模で調査で大きな反響を呼んだ。

またフェミニズム運動のバイブルとなった、ベティ・フリーダン『女性らしさの神話』1963 が、上記の近代家族の模範であった、郊外専業主婦の生活に自身の体験を踏まえて批判し、伝統的家族・性規範が正面から疑問を投げかけられるようになった。

また 1970 年代には低容量経口避妊薬が普及したことや、妊娠中絶をプライバシーの権利として認めた 1973 年の「ロウ対ウェイド判決」以降、中絶手術を受けやすくなったことなどがアメリカ人の性意識や性行動を大きく変化させる契機となった。

1992 年に行なわれたシカゴ大学による全米調査 (Laumann, Edward O., John H. Gagnon, Robert T. Michael, and Stuart Michaels, 1994. *The Social Organization of Sexuality: Sexual Practices in the United States*. University of Chicago Press.)

- この研究において、ロバート・マイケルらは、性行動を、 伝統派 (宗教的価値観に基づいて行動) 関係重視派 (必ずしも結婚に結びつかなくても恋愛・人間関係を重視して性行動する) リクレーション派 (性行動に特に意味を求めない) と分類し、それぞれの性規範・行動・属性を検討している。

表1 アメリカの性規範(シカゴ大学調査、1992)

	そう思う(%)
1. 婚前性交は常に間違っている	19.7
2. 10代の婚前性交は常に間違っている	60.8
3. 婚外性交は常に間違っている	76.7
4. 同性愛間の性交は常に間違っている	64.8
5. 成人に対してもポルノグラフィの販売を規制すべきだ	33.6
6. 愛していない相手とはセックスしない	65.7
7. 私の宗教的信念が私の性行動を導いている	52.3
8. 強姦の場合は、合法的な中絶を受けられるようにすべきである	88.0
9. いかなる場合も、合法的な中絶を受けられるようにすべきである	52.4

下記はNHKが1999年に全国3600人の男女(16~69歳)に行なった調査である。

表2 日本の性規範(NHK調査、1999)

	よくない(個人規範)	よくない(社会規範)
1. 未婚の男女がセックスをする	12% (+15%)	9% (+13%)
2. 18歳になる前にセックスをする	36% (+20%)	33% (+22%)
3. 既婚者が配偶者以外とセックスする	49% (+28%)	39% (+27%)
4. 同性同士がセックスする	48% (+17%)	40% (+23%)
5. 恋人のいる人が恋人以外の人とセックスする	36% (+33%)	27% (+29%)
6. 金銭の授受をしてセックスする	54% (+19%)	45% (+21%)

出所 NHK「日本人の性」プロジェクト編『データブックNHK日本人の性行動・性意識』NHK出版、2002年、カッコ内の%は「どちらかといえばよくない」と答えた回答者の割合

シカゴ大学調査とNHK調査を比較すると、全般として日本人の性規範の方がアメリカ人の性規範よりも寛容になっている。特に同性間の性行動について言える。( 宗教的タブー?の有無)

NHK調査では、男女間の相違よりも世代間の相違が大きくなっている。また性行動に関しては頻度はアメリカの方が多いが、パートナー数は日本の方が多い結果になっている( 日本の場合の「金銭の授受のあるセックス」に対する寛容度や婚外セックスに対する寛容度がアメリカよりも高いことが原因か?)

日本の方が宗教的タブーが少ない分だけ、いったん「性の解放が進む」とやり戻しや歯止めがきかない部分があるのかもしれない。例えばアメリカ調査にあった「ポルノグラフィの是非」の項目が日本調査にはなく、「性に関する情報をどこで得るのか?」の選択肢として挙げられている点が象徴的である。

他方、犯罪問題の回に扱うが、性犯罪の発生率は日本よりアメリカのほうがはるかに高い。性行動規範と実際のギャップが犯罪につながっていると見ることもできるかもしれない。

アメリカ人の性行動についてはかならずしも価値観の差を反映していない。

一番顕著に異なっているのは、同性愛についての項目である。

「パウアーズ対ハードウィック事件」(1986) - 同性愛者の性行為を禁じたジョージア州法違反で起訴された被告が、同法は同性愛者のプライバシーの権利を侵害しているとして争った事件。連邦最高裁は、同性愛者のソドミー行為は、伝統に根ざした基本的権利とは言えず、修正14条で保護される「自由」に含まれないと判断した。この裁判の際も、「ソドミー行為(口腔・肛門性交)自体が違法なのかどうかを争うため、敢えて訴訟に参加しようとした異性愛のカップルがいたが、訴えを認められなかった 争点は「ソドミー」の是非ではなく、「同性愛」にあることが明白に。

### 3. 生命・性・生殖を巡る論争と政治

#### <人工妊娠中絶をめぐる>

中絶問題は文字通り国論を二分する、典型的な「文化戦争」の争点で、政治家たちも選挙で立場を明確にするの避けたがるイシューである。

1821年 コネティカット州で最初の中絶規制（薬による危険な中絶の禁止）

1857年 アメリカ医師会を通じた全米的な中絶反対運動が始める

以後、カトリック団体なども中絶反対運動大規模に展開。

全米諸州で中絶制限法が施行される（～1960年代まで）

1959年 アメリカ法曹協会が中絶規制法規の改正を提言

1965年 「**グリスワルド対コネティカット州事件**」判決 - 「避妊具の使用はプライバシーの権利」

1967年 アメリカ医師会も中絶法規の自由化を支持する声明を発表

以後、19州で中絶規正法の改正が行なわれた。

1973年 「**ロー対ウェイド事件**」判決 - 妊婦の生命を救う場合以外の中絶を禁止したテキサス州法は、**修正14条で保護される「プライバシーの権利」の侵害であり、違憲であると判断。**

より具体的には、各州政府は、

妊娠3ヶ月以内の中絶は「医学的判断に任せねばならない」（事実上の合法化）

4ヶ月から6ヶ月については、母体の保護を理由に制限できるが、禁止してはならない。

7ヶ月から9ヶ月は、母親の生命維持に必要な場合以外、制限ないし禁止できる、とした、

（日本の現行の「母体保護法」では、「妊娠の継続が女性の精神的・身体的健康を害する」などの要件がある場合のみ中絶を認めている（22週まで） - 事実上は請求通り認められる、フランスは10 - 12週なら無条件に認められる）

この「ロー対ウェイド判決」以後、**キリスト教保守派**を中心に活発な中絶反対運動を起こし、またレーガン・ブッシュ政権も中絶反対の姿勢をとった

レーガンはロー判決を支持したリベラルな判事のうち3人を保守派に入れ替えた。しかしその後のクリントン民主党政権を経て、現在、首席判事のレーンキストと、スカリア、トーマスが**プロライフ派**、ブライアー、ギンズバーグ、オコナー、スーター、ケネディ、スティーブンスの6判事が**プロチョイス派** 2004年の大統領選挙でブッシュが再選されると、プロライフ派の判事が任命され、「ロー判決」が覆される可能性もある。

**中絶クリニックへの放火・爆破事件もあいつくようになった。**

**表3 <州による主な中絶規制>**

・中絶を一般的に禁止する法律をもつ州	16州 + ワシントンDC
・胎児の生存可能性が出てきた後の中絶を禁止している州	40州 + ワシントンDC
・部分的出産中絶 (partial birth abortion) - 胎児を部分的に出産させた後に殺す方法 - 禁止	約30州
・薬による中絶の禁止	2州
・胎児の生存可能性テストの義務付け	4州
・配偶者の同意を要件	10州
・未成年者に親の同意を要件	38州で規定 (28州で実施)
・待機期間の義務付け	18州
・インフォームド・コンセント	30州
・医師免許をもつものに限定	43州
・クリニックへのアクセスの妨害などの禁止	12州 + ワシントンDC

**1989年「ウェスター対リプロダクティブ・ヘルス・サービス」事件判決**

- 胎児も生命権をもつとしてミズーリ州法の前文を支持し、また州による施設や州職員により中絶を禁じた州法を支持した。

**1992年「ケイシ - 対南東ペンシルヴェニア家族計画協会」事件判決**

- ペンシルベニア州法の「配偶者告知」要件は違憲、24時間待機要件やインフォームド・コンセントについては合憲としたが、「中絶が基本的権利か否か」の判断は回避した。

ブッシュ大統領は就任早々に海外での家族計画事業を進める民間団体への連邦政府援助の打ち切りを打ち出した。また中間選挙での共和党の躍進も今後の州・連邦レベルでの中絶問題への司法判断に影響を与えるものと考えられる。一方、2000年に認可された、RU-486（商品名「Mifeprex」）- ヨーロッパや中国で使用されている経口中絶薬、アメリカでは医師の処方が必要 プロチョイス派にとって朗報となるか、州の規制が強化されるのか

以上のように、合法的に中絶手術を受ける機会は増大したが、「中絶」を「女性の基本的権利」として認めるコンセンサスはアメリカ社会においても、政策上もできていないといつてよいし、連邦レベルでの政治の展開も「ロウ判決」に厳しい判断が下る方向に徐々に向っていると見えよう。

### 3. 同性愛者の権利をめぐる

中絶問題より深刻な差別の対象となり、論争点となってきたのが同性愛者の権利の問題である。1961年までに全米50州でソドミー法が施行  
**1986年「パウアーズ対ハードウィック判決」** ジョージア州のソドミー法を合憲とした。しかし「ソドミー法」の合憲性が正面から争われた事例はこの裁判を除くとほとんど存在しない。

**表4 「ソドミー法」の現状** (<http://www.sodomylaws.org/usa/usa.htm>)

異性愛・同性愛の区別なくソドミー行為を禁じた州	10州（アラバマ、フロリダ、ノースカロライナ、サウスカロライナ、アイダホ、ルイジアナ、ミシガン、ミシシッピ、ユタ、ヴァージニア）、プエルトリコ
同性愛者のソドミー行為のみを禁じている州	4州（カンザス、ミズーリ、オクラホマ、テキサス）

罰則は、アイダホ 5年～終身、オクラホマ 20年、ミシガン 15年、ミシシッピ 10年、プエルトリコ 8～20年、ルイジアナ 5年又は\$2000、サウスカロライナ 5年または\$500、ノースカロライナ 3年、ヴァージニア、1～5年、アラバマ 1年又は\$2000、ミズーリ 1年または\$1000、カンザス、6ヶ月または\$1000、ユタ 6ヶ月または\$299、フロリダ 60日または\$500、テキサス \$500（それぞれ以下の懲役または罰金刑）

しかし実際にはこれらの法律は形骸化しているといえる。

同性愛者の権利運動は

**1969年「ストーンウォール事件」** - ニューヨーク・グリニッジ・ヴィレッジのゲイバーでの暴動に始める

**1980年代のHIV蔓延**の発見はさらに同性愛者への差別・迫害に拍車をかけた。また上記の全米女性機構（NOW）も、フリーダン会長のときに、フェミニズム運動とレズビアン運動の間で一線を画し、公民権運動団体の中でも同性愛者団体は「差別」された（ただしいわゆる「ラジカル・フェミニズム」の立場は、レズビアン団体と「共闘」している）。

#### ゲイ・ライツ・ムーブメントの争点

1. 職場での差別禁止、2. 同性愛カップル同士の「家庭的パートナーシップ」の公認、3. 2より進んだものとして同性愛者同士の結婚の合法化、4. 同性愛カップルによる養子縁組の公認

**1993年ハワイ州最高裁「同性愛結婚の禁止は州憲法違反」と判断**

**1996年 サンフランシスコ市、市の条例で同性愛結婚を認める。**

全米で反響を呼び、25州で同性愛結婚禁止法が成立、1996年には連邦レベルでも「結婚防衛法」が成立、しかし2000年にヴァーモント州は、同性愛者の事実婚（civil union）を認める法案を成立させた。

1993年に同性愛者の軍隊への入隊を認めようとしたクリントン大統領は猛反対により、「性的志向性」を問わないDon't Ask, Don't Tell方針で妥協を余儀なくされるなど、依然、同性愛者

をめぐる状況は厳しい。なおゲイ・ライツ団体としては、全米組織で70年代から活動している、National Gay and Lesbian Taskforce(<http://www.nglftf.org/>),より戦闘的団体である、ACT-UP、Queer Nationなどの団体がある。

#### 4. 女性と政治

##### <アメリカの動き>

##### 合衆国憲法修正第19条成立 女性参政権の確立

第1次世界大戦、第2次世界大戦期には女性の社会進出が活発化

1960年 労働力人口の30%、大学生の40%が女性に

1964年 公民権法 第7条項 - 「人種、肌の色、宗教、出身国」に加えて、性別による差別の禁止 女性の雇用・昇進差別の撤廃に大いに貢献

1966年 **全米女性機構(NOW)**の結成(ベティ・フリーダン会長) フェミニズム運動(当時の言葉では「ウイメンズ・リブ」運動)の旗手となる。

「法のもとにおける平等の権利は、合衆国も州も、これを性によって否定したり制限したりしてはならない」という**男女平等憲法修正条項(Equal Rights Amendment, ERA)**の実現を**主要な政策目標**とした(ちなみに日本国憲法(1946)では第14条が「すべての国民は法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定している)。1971年に下院を、1972年に上院を圧倒的多数の賛成でした。しかし7年以内に4分の3の38州の承認が必要だったが、1982年に3州の承認が足りずに不成立

##### ERAの敗因

フィリス・シュラフリらの「反ERA運動」の成功 平等条項は、トイレや刑務所の男女の区別の撤廃や女性の徴兵制や家族の崩壊につながると社会不安を煽った。

1973年の「ロー対ウエイド」判決の反動 人工妊娠中絶を認めた連邦最高裁判決がかえって「**女性の選択優先派(Pro Choice)**」対「**胎児の権利を主張する派(Pro Life)**」という対立を激化させたこと 保守派の勢いがかえって強力になった。女性運動もERAの挫折後は、ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントなどの社会的争点の解決に力点を転換するようになった。

##### <女性の政治参加の現状>

アメリカでの女性の公職参加は日本を除くと先進国では最低レベルである。

##### 2002年中間選挙(11月)後の最新データ

- ・ **州知事** 50州中6州が女性知事(4人が民主党、2人が共和党) - 12%
- ・ **上院議員** 100人中13人が女性 - 13%
- ・ **下院議員** 435人中59人が女性(38人が民主党、11人が共和党) - 14%

**過少代表 underrepresentation の原因** ア. 現職優位の選挙(再選率が9割)、イ. 伝統的性別役割観の影響、ウ. 小選挙区制選挙、エ. 家事や子育てなどとの両立の困難さ フランスのような「候補者男女同数化」の法案化などの試みが必要ともいえる。地方政治のほうが国政よりも女性にとって進出しやすい点は日本と共通しているが、比例代表をとっている日本は参議院では県議会議員よりも女性比率が高くなっている点がアメリカと異なっている。

参考

##### 表5 <日本の動き>

1946年	日本国憲法 - 14条「法の下での平等」、24条「婚姻における両性の平等」
1956年	売春防止法制定(公娼制度の廃止)
1970年	日本の初のウーマン・リブ大会
1972年	「優生保護法」改正反対 「中絶禁止法に反対し、ピル解禁を要求する女性解放連合」(中ピ連)など

リブ運動が活発 1974年「優生保護法」改正案(=「経済的理由による」中絶を非合法化しようとした)を廃案においこむ(1983年にも同様の改正案が廃案に)。  
 1978年 社会党男女雇用機会均等法案発表、「わたしたちの男女雇用平等法を作る会」結成  
 1979年 **女子差別撤廃条約** 国連総会で採択(日本は85年に批准) 各国の法律、制度、慣習における女性差別の撤廃の義務を各国に負わせる

この女子差別撤廃条約の影響で

1984年 **国籍法改正** - 改正以前は「1. 出生のときに父が日本国民であるとき、2. 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき、3. 父が知れない場合、又は国籍を有しない場合において、母が日本国民であるとき、4. 日本で生まれた場合、父母がともに知れない時、または国籍を有しないとき」子は日本国民とされたのが、1が「父または母が日本国民」に改正され、3は削除された。

1985年 **男女雇用機会均等法成立**(86年施行)

1980年代後半からフェミニズム運動がメディアで影響力を発揮(「行動する女性の会」) 伝統的性別役割の広告や「性の商品化」につながる表現の批判・抗議を行なう、ミスコン反対、有害コミックの追放など華々しく運動を展開。

1989年 「セクハラ」が流行語大賞

1991年 **育児休業法**成立 1995年 育児・介護休業法

**男女の労働者は**一年未満の子を養育するため最低一年間の休暇を申し出ることができる、育児休業を理由とする解雇は禁止、介護休業期間は連続3ヶ月

1992年 日本初のセクシャル・ハラスメント訴訟、会社の責任を認める判決を福岡地裁が下す

1996年「男女共同参画2000年プラン」

優生保護法 **母体保護法**に名称変更 「不良な子孫の出生を防止する」という表現削除  
 #「優生上の見地から不良の子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」

**法制審議会「民法の一部を改正する法律案」答申**

婚姻最低年齢を男女ともに18にする

女性の再婚禁止期間を6ヶ月から100日短縮する

選択的夫婦別姓制度の導入

離婚後の親子面接権を明文規定

離婚原因に「五年以上の別居」を加える(「**破綻主義**」の確立)

非嫡出子への相続差別(現行で嫡出子の半分の法定相続分)廃止

1997年 **介護保険法**成立

1999年・**改正男女雇用機会均等法**

募集、採用、配置、昇進についての男女の均等な取り扱いを努力規定から禁止規定にポジティブ・アクションに対する国の援助

セクハラ防止に関する配慮規定

差別禁止規定に違反する企業名の公表

同時に労働基準法の「女子保護規定」(時間外、休日・深夜労働の禁止)の廃止、時間外労働の上限年間360時間(家庭のある女性は一定期間150時間)

・**男女共同参画社会基本法**

「性差別解消や家庭生活と職場や学校、地域での活動の両立を『国民の責務』と規定、子供の養育や介護などを男女の協力と社会の支援で行うように明記、政府は全国での取り組み状況を毎年国会に報告する義務がある」

・ **児童買春・ポルノ禁止法**(児童(18歳未満)買春をしたものを「三年以下の懲役、または百万円以下の罰金」、児童ポルノの頒布、販売、製造は、「三年以下の懲役、または三百万円以下の罰金」)

・厚生省、低容量ピルの認可

2000年 **ストーカー行為規制法**(ストーカー行為をしたものは6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

2001年 **配偶者からの暴力の防止及び被害者保護法(DV法)**

[安岡ホームページ・トップへ](#)